⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体又は単体有資格業者にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等鋼構造物工事における客観点数が、1,100点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等鋼構造物工事における客観点数が、1,100点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・以下の１）～３）の要件を満たす工場製作、及び１）～３）の要件を満たす架設の施工実績を有すること。なお、工場製作と架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成13年３月30日付け国港建第110号）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・以下の１）～３）の要件を満たす工場製作、又は１）～３）の要件を満たす架設の施工実績を有すること。なお、１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・以下の１）～３）の要件を満たす工場製作、及び１）～３）の要件を満たす架設の施工実績を有すること。なお、工場製作と架設の施工実績については同一工事でなくてもよいが、１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者又は単体有資格業者にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作及び架設の施工をした工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作及び架設に掲げる１）～３）の要件は同一工事の施工実績であること。ただし、工場製作と工場製作以外の施工を異なる技術者に従事させる場合、工場製作に従事させる技術者は同一工事で工場製作の要件を満たす施工実績のみ、工場製作以外に従事させる技術者は同一工事で架設の要件を満たす施工実績のみ、有していればよい。

（工場製作の要件）

１）構造形式が鋼連続箱桁橋であること。

２）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

（架設の要件）

１）構造形式が鋼連続桁橋であること。

２）道路橋（A活荷重のものを除く）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

３）最大支間長が50m以上であること。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、以下の要件を満たす工場製作又は架設の施工をした工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、工場製作及び架設に掲げる１）～３）の要件は同